

平成27年（措）第6号

排 除 措 置 命 令 書

横浜市中区山下町1番2

東京湾水先区水先人会

同代表者 会長 石 橋 武

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 東京湾水先区水先会は、各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限している行為及び各会員に代わって水先の利用者から収受した水先料をプールし、頭割りを基本とする計算方法により各会員に配分している行為を取りやめなければならない。
- 2 東京湾水先区水先会は、前項の行為を取りやめる旨及び今後、前項の行為と同様の行為を行わない旨を、理事会において決議しなければならない。
- 3 東京湾水先区水先会は、第1項の行為を取りやめるに当たり設定する水先に係る指名を受け付ける条件について、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 4 東京湾水先区水先会は、第1項及び第2項に基づいて採った措置を会員に通知し、かつ、水先の利用者に周知しなければならない。これらの通知及び周知の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 5 東京湾水先区水先会は、今後、第1項の行為と同様の

行為を行ってはならない。

- 6 東京湾水先区水先人会は、第1項、第2項及び第4項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

1(1)ア 東京湾水先区水先人会は、肩書地に事務所を置き、会員の品位の保持及び水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、水先法（昭和24年法律第121号）第48条の規定に基づき、平成19年4月1日に設立された法人である。

イ 東京湾水先区水先人会の会員は、水先法第4条の規定に基づき国土交通大臣から東京湾水先区の免許を受けている水先人であり、平成26年8月22日現在の会員数は172名である。

ウ 水先人は、水先法第52条の規定により、その免許に係る水先区に設立されている水先人会に入会しなければならない。そのため、東京湾水先区において水先業務に従事する全ての水先人は東京湾水先区水先人会の会員となっている。

エ 東京湾水先区水先人会は、総会及び理事会を置き、総会においては会則及び規則に関する事項等の決定を行っており、理事会においては総会に付議すべき事項、総会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関する事項等の決定を行っている。また、東京湾水先区水先人会は、総会及び理事会の決議の対象としていない会務の執行に関する事項については、会長、副会長等で構成する常勤役員会と称する会合（以下「常勤役員会」という。）において決定していた。

(2)ア 水先人は、水先法第46条の規定に基づき、自ら、水先料の上限を定めて国土交通大臣の認可を受けるとともに、認可を受けた上限の範囲内で定める水先料をあらかじめ同大臣に届け出ることとされている。

イ 東京湾水先区水先人会の会員は、水先をする船舶の運航区分、総トン数等に応じて水先料を定め、あらかじめ国土交通大臣に対して水先料を届け出ている。

(3)ア 東京湾水先区水先人会は、同会が国土交通大臣から認可を受けた会則の定めにより、自ら設置し運営している合同事務所を経由せずに会員が水先を引き受けてはならないこととしている。

イ 東京湾水先区水先人会は、設立に伴い定めた引受事務要領に基づき、合同事務所において、全ての水先の利用者からの水先の求めを一元的に受け付け、輪番制により配乗していた。

2(1)ア 東京湾水先区水先人会は、水先の利用者から水先に係る指名を受け付けるよう求められていたところ、水先に係る指名をできるだけ受け付けない方向で、水先に係る指名を受け付ける条件（以下「指名受付条件」という。）を検討した。この検討の結果、東京湾水先区水先人会は、平成20年3月26日に開催した総会において、会員が当直表上の休暇中でないこと、1日ごとに水先に係る指名を受け付ける数について同会が定める上限を超えないこと等の指名受付条件を前記1(3)イの引受事務要領に加えることを決定し、同年4月1日から当該引受事務要領を適用することにより、水先の利用者が、水先に係る指名により水先を利用することを困難にしている。

イ 東京湾水先区水先人会は、平成21年7月7日に開催した常勤役員会において、グループ指名については同会が指定した会員から成るグループに属していることを条件とするものを受け付ける一方、個人指名については受け付けないことを決定し、その旨を、同月8日以降、水先の利用者に伝達した。東京湾水先区水先人会は、同月15日頃以降の水先について、個人指名を受け付けていない。

ウ 東京湾水先区水先人会は、遅くとも平成22年8月頃までに、会員のほとんどを単一のグループに属するよう指定し、それ以降、グループ指名については当該グループに属していることを条件とするもののみを受け付けて輪番制により配乗している。

(2) 東京湾水先区水先人会は、水先をする船舶によって水先料が異なるため、輪番制による配乗の結果、会員間で収入の格差が生じることのないよう、遅くとも平成20年3月11日までに開催した常勤役員会において、各会員に代わって水先の利用者から収受した水先料をプールし、頭割りを基本とする計算方法により各会員に配分すること（以下「水先料の調整配分」という。）を決定し、平成20年4月頃以降、当該決定に基づき、会員を構成員とする複数の組合を通じて水先料の調整配分を実施している。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、東京湾水先区水先人会は、独占禁止法第2条第2項に規定する事業者団体に該当するところ、各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、水先料の調整配分を行うことにより、構成事業者の機能又は活動を不当に制限しているものであって、これらの行為は、独占禁止法第8条第4号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）の施行日である平成21年7月10日前においては、同法による改正前の独占禁止法第8条第1項第4号）に該当し、独占禁止法第8条（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）の施行日である平成21年7月10日前においては、同法による改正前の独占禁止法第8条第1項）の規定に違反するものである。

よって、東京湾水先区水先人会に対し、独占禁止法第8条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成27年4月15日

### 公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 小 田 切 宏 之

委員 幕 田 英 雄

委員 山 崎 恒

委員 山 本 和 史

別紙

| 番号 | 用語      | 定義  |
|----|---------|---|
| 1  | 水先      | 水先法（昭和24年法律第121号）第2条第1項に規定される水先   |
| 2  | 水先人     | 水先法（昭和24年法律第121号）第2条第2項に規定される水先人  |
| 3  | 水先の利用者  | 船舶の運航会社、その代理店等、東京湾水先区において水先を利用する者   |
| 4  | 水先に係る指名 | 水先の利用者が、水先を求めるに当たって、水先人について一定の条件を付すこと   |
| 5  | 水先料     | 水先人が水先の対価として、水先法（昭和24年法律第121号）第46条第1項において、船舶所有者又は船長に対して請求することができることとされているもの                                   |
| 6  | 合同事務所   | 東京湾水先区水先人会の会員のする水先の引受けに関する事務を統合して行うための事務所   |
| 7  | 東京湾水先区  | 水先法施行令（昭和39年政令第354号）別表第一において東京湾水先区とされる区域  |
| 8  | 引受事務要領  | 東京湾水先区水先人会が、会則の規定に基づき定めている、会員のする水先の引受けに関する事務を統合して行うに当たっての事務要領   |
| 9  | 輪番制     | 東京湾水先区水先人会が、会員の就業時間帯及び場所を定めた当直表を作成し、水先の利用者から求めがあった水先に対し、当該当直表に基づき、当該水先が行われる時間帯及び場所で就業する会員を当該水先を行う水先人として選任する方法 |

| 番号 | 用語     | 定義  |
|----|--------|---|
| 10 | グループ指名 | 水先に係る指名のうち、当該指名を行う水先の利用者と事前に契約を締結した複数の水先人から成るグループに属していることを条件とするもの |
| 11 | 個人指名   | 水先に係る指名のうち、特定の水先人を指定するもの  |